

## 塩竈市競争入札参加資格登録者指名停止要綱の一部改正について

### 1. 目的

塩竈市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱について、宮城県や他自治体の規程に合わせて、一部を改正するものです。

### 2. 主な改正内容

#### (1) 落札決定後契約締結前の取扱（第2条関係）

落札決定後から契約締結までに指名停止となった場合、当該登録業者とは契約を締結しないことに改めました。

#### (2) 指名回避の取扱（第2条関係） **新設**

登録業者が塩竈市競争入札参加資格登録業者指名停止要綱の別表の措置要件の欄のいずれかに該当する事実を知ったときは、指名停止を行うまでの間、指名を回避することとしました。

#### (3) 独占禁止法違反等の項目の見直し（第4条関係） **新設**

独占禁止法に規定する課徴金減免制度が適用された場合や塩竈市に対し、談合等の有力情報を提供するなど協力した登録業者は指名停止期間を短縮することを明記しました。

#### (4) 工事成績の不良（別表4関係） **新設**

工事成績が59点以下の場合、下記のとおり指名停止を行うこととしました。改正の適用については、令和5年4月1日以降に本市が発注した工事を対象とします。

別表（第2条関係）抜粋

措置要件	指名停止期間
(工事成績不良) 本市発注工事の施工又は契約の履行において、塩竈市工事検査規則に基づく工事成績調書の評価点が <u>59点以下</u> のとき	<b>3か月</b>

### 3. 適用日

令和5年4月1日から適用します。